

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月3日

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩山 徹

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 小原 透

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号  
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 菅原 昭洋

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2024年6月26日開催の第142期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金40円 配当総額694,503,800円

効力発生日 2024年6月27日

##### 2 その他の剰余金の処分にに関する事項

###### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

###### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

岩山徹、石川健正、岸真英、菊地文彦、菅原和宏、宮野谷篤、高橋豊、阿部俊徳の8氏を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任する。

なお、宮野谷篤、高橋豊、阿部俊徳の3氏は、社外取締役である。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

松本真一、菅原悦子、渡辺正和、前田千香子の4氏を、監査等委員である取締役に選任する。

なお、菅原悦子、渡辺正和、前田千香子の3氏は、社外取締役である。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、または、譲渡制限付株式を報酬等として付与する。

#### 第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	136,525	201	18	(注) 1	可決 98.78
第2号議案				(注) 2	
岩山 徹	119,237	17,489	18		可決 86.27
石川 健正	125,336	11,390	18		可決 90.68
岸 真英	136,294	432	18		可決 98.61
菊地 文彦	136,292	434	18		可決 98.61
菅原 和宏	136,278	448	18		可決 98.60
宮野谷 篤	128,165	8,561	18		可決 92.73
高橋 豊	136,287	439	18		可決 98.61
阿部 俊徳	136,288	438	18		可決 98.61
第3号議案					
松本 真一	127,835	8,891	18	可決 92.49	
菅原 悦子	130,187	6,539	18	可決 94.19	
渡辺 正和	130,162	6,564	18	可決 94.17	
前田千香子	129,133	7,592	18	可決 93.43	
第4号議案	130,704	576	5,464		可決 94.57
第5号議案	136,391	177	176		可決 98.68

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。